

意見書

平成 15 年 6 月 12 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゆうおうく にほんばしほごぎちよう
東京都中央区日本橋箱崎町24-1

そふとばんく びーびーかぶしきがいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいいひようとりしまりやくしゃちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「IP化に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」報告書案に対する意見
について、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

ソフトバンク BB 株式会社

「IP化に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」
報告書案に対する意見

1、はじめに

この度は、表記報告書案につきまして、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。本報告書（案）の内容は、電気通信分野の事業者間の更なる自由な競争と公正競争を促すものであり歓迎いたしますが、更に検討が必要な点もあると考えます。以下の弊社意見についてご検討をいただきますようお願い申し上げます。

2、競争評価の対象とする分野について

競争評価の対象分野は利用者向けサービス分野だけではなく、事業者間のインフラサービス分野も含めるべきであると考えます。

確かに利用者向けサービスの競争評価によって、そのサービス分野の競争の進展状況やサービスの代替状況等は把握できると考えられます。しかし、通信事業に参入し競争環境下で事業活動を行うために不可欠な基盤設備に着目し、その市場の競争評価を行わなければ、競争を活性化させている要因、あるいは阻害している要因を明らかにすることはできません。

例えばダークファイバが有効に活用されているかどうか、評価することは必要です。現状では、通信事業者にとって必要不可欠な設備である光ファイバは、十分な量が円滑に利用されているとは言えません。インフラサービス分野の競争評価を行わないと、例えばNTT 東西等のダークファイバを接続事業者が適切に利用できる環境となっているか、現状が正しく認識されない恐れがあります。また、インフラサービス分野でのボトルネック設備を有する企業に対する規制緩和あるいは規制強化が、数年後に利用者向けサービス市場における競争環境に決定的な影響を及ぼす可能性も考えられます。よって将来的な利用者向けサービス市場の公正な競争状況を確保するためにも、利用者向けサービス分野とは別の枠組みでインフラサービス分野においても市場を画定し、継続的に競争評価を行っていく必要があると考えます。

具体的にインフラサービス分野の競争評価の指標としては、NTT 東西等のダークファイバの回線数、伸び率、等を考慮していただきたいと考えます。今後の安定したインフラの

供給のためには、電力会社、国・地方自治体、鉄道会社等の光ファイバ設備の開放も必要ですが、現段階では必ずしもこれらを利用する電気通信事業者にとって使い勝手のよいものとは言えません。利用する側にとっては、当該光ファイバを借りるだけでは実際にはファイバを利用することができず、自社で別の光ファイバを用意する必要が生じる、などのケースが考えられます。したがって東西 NTT のダークファイバが適切に供給されているかの評価も含め、インフラサービス分野の競争状況によって、電力会社等の NTT 東西以外が保有するダークファイバについても提供を義務づける等の政策が必要になってくると考えられます。

3、今後のスケジュールについて (P47 図表 6-2-1)

競争評価が適時に行われ、適切に政策が制度改正に反映されるために、以下の点を考慮していただきたいと考えます。

- ・ 実際に競争評価を行うまでの具体的なスケジュールの明示
- ・ 市場画定後に意見公募をする。逆にガイドライン後の意見公募は不要であると考えます。
- ・ 必要に応じて公開ヒアリング等、特定の構成員・事業者以外の利用者なども参画し議

論できる機会を設ける。